

新旧対照表

新

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (東田町8番地地区)	約 1.1ha	80/10 以下	30/10 以上	9/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (小杉駅北口地区)	約 2.4ha	60/10 以下	20/10 以上	10/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (溝の口駅北口地区)	約 2.6ha	70/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (川崎駅北口地区第 1 街区)	約 0.5 ha	90/10 以下	30/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (川崎駅北口地区第 3 街区)	約 0.8ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (鹿島田駅西部地区)	約 1.1ha	28/10 以下	15/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	注 1
	約 1.2ha	90/10 以下	30/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	注 1 及び 注 3
高度利用地区 (川崎駅西口地区第 1 地区)	約 0.6ha	60/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1 及び 注 2
	約 0.7ha	40/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1 及び 注 2
高度利用地区 (川崎駅北口地区 第 2 街区 11 番地地区)	約 0.5ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (武蔵小杉駅南口地区 西街区)	約 1.4ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	注 2
高度利用地区 (武蔵小杉駅南口地区 東街区)	約 1.7ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	注 2
(注 1) 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。 (注 2) 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定により市長が認定した建築物については、建築物の容積率の最高限度に関する制限は適用しない。 (注 3) 建築物の敷地面積の最低限度は、1,000m ² とする。						
合 計	約 14.6ha					

新旧対照表

旧

種類	面積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率の 最高限度	建築物の 建築面積の 最低限度	備考
高度利用地区 (東田町8番地地区)	約 1.1ha	80/10 以下	30/10 以上	9/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (小杉駅北口地区)	約 2.4ha	60/10 以下	20/10 以上	10/10 以下	200 m ² 以上	
高度利用地区 (溝の口駅北口地区)	約 2.6ha	70/10 以下	20/10 以上	5/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (川崎駅北口地区第 1 街区)	約 0.5 ha	90/10 以下	30/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (川崎駅北口地区第 3 街区)	約 0.8ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (鹿島田駅西部地区)	約 2.3ha	20/10 以下	15/10 以上	6/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (川崎駅西口地区第 1 地区)	約 0.6ha	60/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1 及び 注 2
	約 0.7ha	40/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1 及び 注 2
高度利用地区 (川崎駅北口地区 第 2 街区 11 番地地区)	約 0.5ha	90/10 以下	30/10 以上	7/10 以下	200 m ² 以上	注 1
高度利用地区 (武蔵小杉駅南口地区 西街区)	約 1.4ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	注 2
高度利用地区 (武蔵小杉駅南口地区 東街区)	約 1.7ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200 m ² 以上	注 2
(注 1) 建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 10 分の 1、同項第 1 号及び第 2 号又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては、10 分の 2 を加えた数値とする。 (注 2) 建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定により市長が認定した建築物については、建築物の容積率の最高限度に関する制限は適用しない。						
合 計	約 14.6ha					